

高齢者の方は インフルエンザ予防接種を 一部公費負担で受けられます

(一部自己負担あり)

インフルエンザの予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。インフルエンザ予防接種は、重症化や合併症の発生を予防する効果が証明されています。

詳しくは、川崎市予防接種個別協力医療機関に設置してある「インフルエンザ予防接種を受ける方へ」をお読みいただき、接種を希望される方は川崎市予防接種個別協力医療機関でお受けください。なお、インフルエンザ予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。

※実施期間、回数及び対象者条件を満たさずに接種を受けた場合は、全額自己負担となります。

◆対象となる方（次の2つの条件を満たしていること）

- ① 住 所 接種日時時点で川崎市内に住民登録がある方
- ② 年 齢 I 接種日に65歳以上の方
II 接種日に60～64歳の方
・心臓、腎臓、呼吸器の機能障害（障害1級程度）のある方
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（障害1級程度）のある方

※その他 ご本人の接種希望の意思確認が難しい場合は、家族等によって接種の意思を慎重に確認してください。最終的にご本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく接種とならないため、助成対象になりません。

- ・接種の際は、住所及び年齢を確認できるもの（健康保険証等）をお持ちください。
- ・対象者IIに該当する方は、障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳等）もお持ちください。

◆実施期間と回数

令和6年10月1日～令和7年1月31日の間に1回

※実施期限内において、流行が本格化する前に早めの接種を心がけてください。

例年1月末～3月上旬に流行のピークを迎えますので、12月中旬までのワクチン接種をご検討ください。

◆接種を受けられる場所

川崎市予防接種個別協力医療機関
市が指定した市内約700か所の医療機関です。



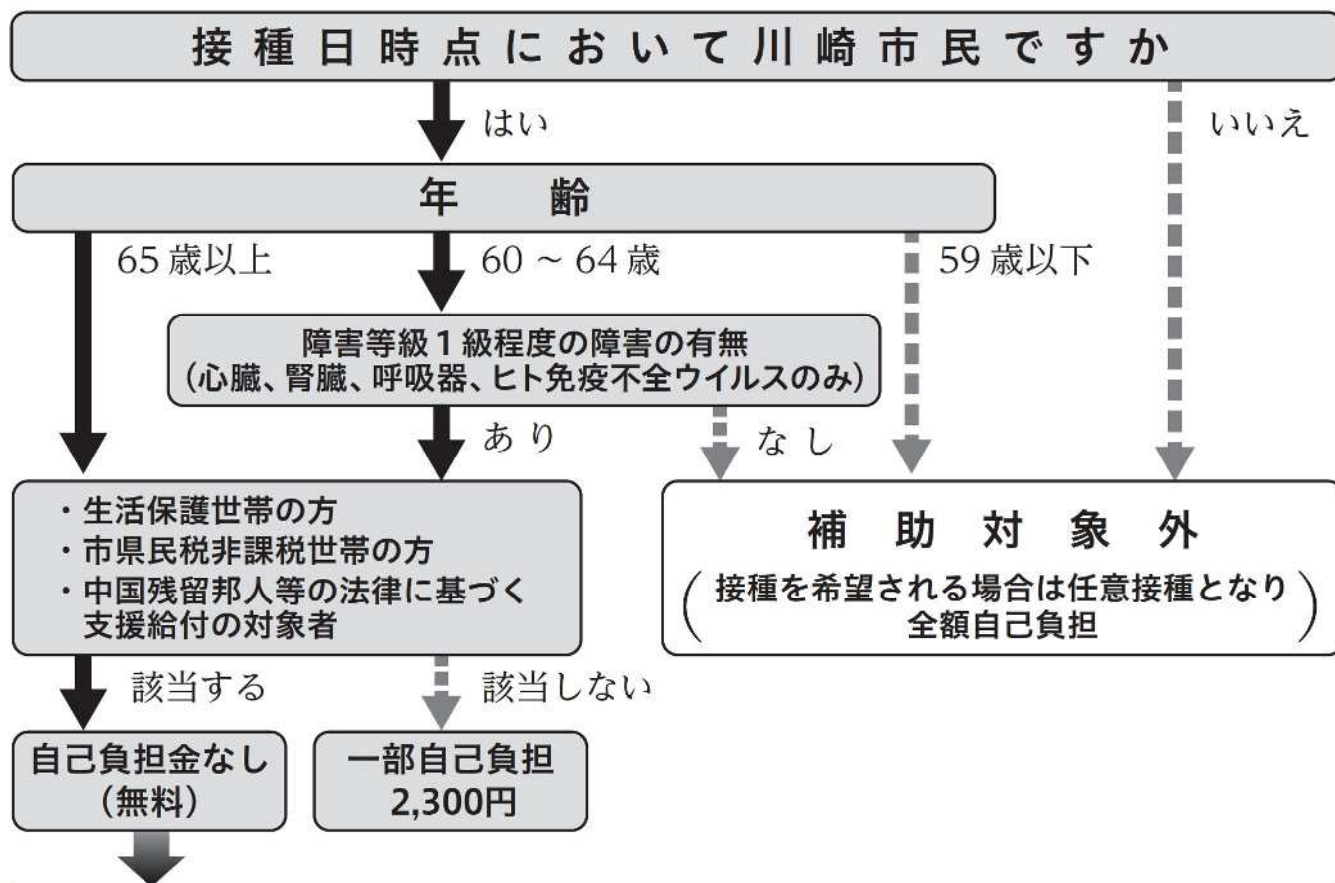
※接種する医療機関によっては、予約が必要な場合がありますので、事前にお電話等をお願いします。

◆自己負担金（接種を受けた医療機関にお支払いください。）

2,300円

※全額公費負担（無料）となる場合があります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆対象者と自己負担金について



無料となる場合は証明する書類が必要になりますので、次のもの(どれかひとつ)を医療機関に提示してください。
なお、提示しなかった場合の払い戻しはいたしませんので、接種時に必ずお持ちください。

【証明書類】

- 最新の生活保護決定通知書 又は 被保護証明書
- 最新の介護保険料納入通知書 (保険料段階が第1～第4段階のもの)
※予防接種のための介護保険料納入通知書の再発行は行っておりません。
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限内かつ最新のもの)
- 中国残留邦人等に対する支援給付
本人確認証 又は 支援給付受給証明書
※非課税証明書は、市・県民税非課税世帯の証明にはならないため、使用できません。
※これらの証明書類をお持ちでない場合、下記問合せ先まで御連絡ください。

【証明にならない書類】

- 非課税証明書 (世帯の課税状況が確認できないため)
- 後期高齢者限度額適用認定証
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

◆問合せ先

川崎市予防接種コールセンター TEL 044-200-0144
FAX 044-200-1065

川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種担当
川崎市川崎区宮本町1番地

